

ジョギングの続報



前号で10km走れるジョギングコースを探していましたが、ようやくみつかることができました。

柏駅の周辺を走っているのですが、思ったよりも坂道があり、疲れた体にはとても堪えます。だいたい3kmすぎから「もう辞めたい」と心の中で唱え続け、結局10km走りきるかんじです。

また、ジョギングを始めた当初よりも、少しだけスピードを出して走れるようになりました。特にラスト1kmは、早く終わりたい一心で自然とスピードが上がります。

このまま特訓を続けていけば秋頃にはマラソン大会に出ることができる状態になるのではないかと思います。

なお、体重は4~5kg落ちました。こっちは順調です。

司法協会

裁判所にある事件記録の謄写をする際、裁判所に直接出向いて手続きをすれば、自力で謄写をすることができます。

一方で、遠方の裁判所の場合、直接出向くことができないので司法協会や弁護士会に依頼することになります。

司法協会の方は、代行手数料も含まれるのですが、ともかく料金が高く、1枚あたり40~50円かかります。

交通事故の休業損害

交通事故で怪我をした場合、怪我の治療のために通院すると、その間、仕事を休むこととなります。通院中は、サラリーマンであれば給与が支給されなかったり、自営業であれば売上げを上げることができません。死活問題なので、示談前であっても保険会社から一定額の支払いを受けることが場合があります。

サラリーマンの場合、事故直近3か月の給与を90日で割って1日の日額給与を算出し、通院日数を掛けます。自営業の場合には、所得(売上げ-経費)を365日で割って日額を算出します。経費のうち、固定費(減価償却費、従業員給与、地代家賃など)は通院して仕事ができない間にも発生するものなので、差し引かなくてもよいことになっています。

以前相談を受けた際、勤務先がブラック企業で通院のために会社を休めないという相談者がいて気の毒に思いましたが、そのような場合には、とりあえず働いて給与が発生しているので、休業損害は発生しません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00~18:00 (平日)

土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号: 35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設